

職員給与改正条例案の修正案が可決

昇格せずとも上がり続ける給料表を改善 人事制度の構造的な問題にメス



一般質問をするかんの11月28日(記事は2面)

私が所属する「会派 ぜんしん」は市議会3月定例会に職員給与改正条例案の修正案を提出しました。採決では20対20の可否同数となり、八木米太郎議長の裁定で可決しました。修正案は全職員の給料を上げようとする市の条例案を改め、同程度のポジションにいる国家公務員より高い給料をもらっている職員の給料を据え置きました。

修正案は市が財政難に直面し、財政構造改善実施計画を進めている現状を踏まえ、類似都市平均

西宮市議会議員

かんの雅一 まさかず

より多い人件費を削減するとともに、市の人事制度の問題点を改善するのが狙い。

市の人事制度は昇格しなくても勤続年数が増えるにつれて給料が上がる傾向にあります。係長より給料の多いヒラ職員や、課長より給料の多い係長が多数います。こうした状況を背景にして責任が重い課長などの管理職への昇格を辞退したり、降格を申し出たりするケースが多発し、庁内の士気の低下を懸念する声が出ています。修正案はこれら人事制度の構造的な問題に初めてメスを入れました。

職員の給与は給料と、地域手当や扶養手当などの諸手当で構成。各職員の給料の月額が条例などで定めた給料表によって決まります。市は毎年度、国家公務員の給与の決定などについて内閣などに勧告する人事院勧告の内容に沿って全職員の給料を上げてきました。

給料表は横軸に役職などによって変わる「級」を置き、縦軸に職員が昇格せずに勤続年数が増えた場合の給料の上がり具合を示す「号給」を置いて表にしています。本市の場合、勤続年数が1年増えるたびに、原則として4つの号給が増える仕組みです。本市の給料表の

問題点は号給の数が多く、昇格しなくても給料が上がり続ける期間が長い仕組みになっていることです。

修正案では、行政職給料表の7つある「級」のうち、ヒラ職員の「1級」と「3級」、係長級の「4級」、部長級の「6級」の4つの「級」における号給の数を削減。例えば、「3級」は141号給までであった状況を改め、77号給に削減。給料を上げる職員の対象をこれまでとし、78号給から141号給までにいた職員の給料を据え置きました。

これによって、同程度のポジションにいる国家公務員より高い給料をもらっている職員の給料を据え置き、昇格しない限り給料を増やさない仕組みにしました。

会派 ぜんしん 幹事長として修正案を提出した遊谷祐介議員は3月21日の本会議で、労使合意に基づく職員給与改正条例案を市議会が修正することによって市と職員団体との関係に悪影響が及ぶことなどを懸念する声があることに反論し、市民の市政への信頼感を棄損させないことの方が「職員団体との関係よりはるかに重要で重大」との考えを強調しました。

西宮市政報告

かんの新聞 第40号

年4回発行

ジャーナリストの視点で調べる・伝える



元産経新聞記者 保守系無所属

7月に施行

こども医療費助成制度などを拡充 入院にかかる医療費を無償化

市は市議会3月定例会に乳幼児等及びこども医療費助成制度を拡充する条例案を提出し、可決されました。条例は所得基準額以上の世帯の1歳から中学3年生までと全ての高校生世代の入院にかかる医療費を無償化するもので、7月に施行します。

所得基準額は扶養義務者(父母等)全員の市民税所得割額の合計が23万5千円度、おおむね世帯年収800万円程度に相当します。対象となる子供は約3万6千人。現行では、対象となる子供が入院した場合、医療費にかかる自己負担の限度額は月3200円になっています。

ただ、今回の対象になる子供が医療機関に入院した場合、1医療機関当たり1日800円を限度額とする医療費を自己負担し、月3回目以降は無償になっています。この部分は今回の医療費助成制度の拡充以降も残ります。

全ての0歳児と所得基準額未満の世帯の1歳から中学3年生までの通院と入院の医療費はすでに無償になっています。

石井登志郎市長は令和4年の市長選挙の公約の1つとして「18歳ま

乳幼児等及びこども医療費助成制度拡充の概要

所得区分	乳幼児等医療費助成制度		こども医療費助成制度	
	0歳	1歳~小3	小4~中3	高1~高3
基準額以上	通院:800円、入院:3,200円			
基準額未満	通院:無料、入院:無料			



所得区分	乳幼児等医療費助成制度		こども医療費助成制度	
	0歳	1歳~小3	小4~中3	高1~高3
基準額以上	通院:800円、入院:無料			
基準額未満	通院:無料、入院:無料			

での医療費を所得制限なしで無償化し、子育て世帯を支えます」と約束しました。石井市長の任期は8年4月までであり、通院の医療費についての自己負担が残ったままでは公約を実現したことにはなりません。

お待ちしております!!

定期送付のご案内

西宮市政についての疑問や意見をぜひお聞かせください。かんの雅一が問題を丹念に取材しうえ、わかりやすく説明します。地元の集まりや趣味の会合などで市政の現状について聴きたい場合もご連絡ください。かんのが出向いて市政報告をします。



西宮市政報告「かんの新聞」は年間4回、発行し、南甲子園地区(市立南甲子園小学校の校区など)と周辺地域を中心に各戸配布し、西宮市内に配達する産経新聞朝刊に折り込みとして入れます。それ以外の方、ビラ配布禁止の集合住宅にお住まいの方、確実に入手したい方には定期的に送付します。下記●印の必要事項を記載いただき、お申し込みください。市政へのご意見、ご要望や「かんの新聞」のご感想もお書きいただければ、うれしいです。「かんの新聞」のバックナンバーをご希望の方もご連絡ください。

●「定期送付希望」●郵便番号●ご住所●お名前●ご連絡先電話番号●メールアドレス

はがき宛先 〒663-8153 西宮市南甲子園3丁目4-51-101 メール・FAXでのお申し込みは本紙最下段に記載の宛先まで

言葉の解説

戸籍の振り仮名記載とは何?

戸籍法の改正により5月26日から戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。行政手続きにおいて個人の識別を容易にし、マイナンバーカードに氏名のローマ字表記を追加できるようにすることなどが目的。5月26日から2、3か月後に本籍地の市区町村から戸籍に記載する氏名の振り仮名を知らせる通知を戸籍の筆頭者宛などに郵送します。振り仮名が合っていれば、対応は不要で、違う場合は届出が必要。届出をすれば、振り仮名が順次、記載され、届出をしなくても令和8年5月26日以降に記載されます。



本名:菅野 雅一(かんの・まさかず)

昭和33年(1958年)、神戸市生まれ。上智大学文学部新聞学科卒業。昭和60年に産経新聞社に入社。平成27年1月に退社し、同年4月の市議選に初当選。令和5年4月の市議選で3選。保守系で政党無所属。「会派 ぜんしん」メンバー。南甲子園自治会会長。社会福祉法人真砂ちどり保育園理事長。NPO法人海浜の自然環境を守る会副理事長。防災士。保育士。

次号は令和7年8月の発行予定です

かんの雅一事務所

〒663-8153 西宮市南甲子園3丁目4-51-101

TEL:090-1895-1488 FAX:0798-40-9530

《MAIL》info@kannomasakazu.com

●詳しい政策はホームページへ www.kannomasakazu.com

かんの雅一

検索

かんの
コラム
40

満池谷火葬場で順番待ちが発生 最長で7日待ちも

令和6年度冬季 死亡者数の増加や市外の利用増が要因



■西宮市立満池谷火葬場=奥畑

西宮市立満池谷火葬場(奥畑)の利用申し込みが令和6年度冬季(昨年12月から今年3月)において急増し、順番待ちが最長で例年より2、3日多い7日間に達しました。市は市民が利用しやすくするため、市外利用の火葬場使用料を高め設定する対策を講じました。

満池谷火葬場は市内で唯一の火葬場であり、友引日の一部や1月1日、1月3日を除く年間351日、稼働しています。

11の火葬炉をローテーションで稼働しており、午前10時から午後3時までの6つの時間帯で3炉ずつ利用する枠を設定。1日当たり計18の利用枠を設けて火葬しています。午後3時を除く5つの時間帯で1炉ずつを市外も利用可能にしています。

市の話では、6年度冬季は最長で火葬希望日から7日後の予約になったとしています。その要因として6年度冬季の1か月当たりの市内死亡者が前年同月に比べて70~80人多かったうえ、近隣市でも火葬場の順番待ちが例年より長くなっていたこともあって、市外も利用可能な枠が市外の予約で先に埋まるなどの状況が発生したことをあげています。

市は「火葬の希望時間帯は葬儀の時間などから都合の良い正午や午後1時などに集中する傾向にあり、これらの時間帯が埋まっていれば、他の時間帯が空いても後日を予約することが多い」としています。

ただ、冬季は全ての時間帯が最終的に埋まるケースが大半。火葬場利用の順番待ちは主に冬季に発生しており、冬季以外については希望が集中する時間帯以外であれば、希望日での火葬がほぼ可能としています。

市は7年度以降の冬季も順番待ちが長期にわたる可能性があるかとみています。現在の火葬場使用料は市内利用が大人1体につき1万円で、市外利用は3万円と他市に比べて市内利用と市外利用の差が小さい状況です。

このため、市は市議会3月定例会に火葬場使用料の改定条例案を提出し、可決されました。この条例では、火葬場使用料について市内利用が大人1体につき1万2千円で、市外利用は4万8千円にして差を広げました。7月に施行します。

市は「使用料の改定で市外の利用が抑制され、市民が利用しやすくなることを見込まれる」としています。

3月定例会で一般質問 文科官僚の藤岡教育長は何を指すのか 令和7年度の早い時期に不登校対策の全体像を提示へ

私は2月28日、市議会3月定例会で一般質問をしました。テーマは①藤岡謙一教育長が目指すものについて ②労使関係について③の2項目。石井登志郎市長や藤岡教育長をはじめ、市幹部が答弁しました。

私は「文部科学省幼児教育課長だった藤岡氏が教育長に就任して3月で丸1年。2年間の任期の折り返し点だ。諸課題の解決について任期中にP(計画)、D(実行)、C(評価)、A(改善)のPDCAサイクルのどこまで進めるのか」と質問しました。

これに対し、藤岡教育長はこれまでに提唱してきた「子供に合わせる教育」について「ICTで教員が子供一人一人の取り組み状況を把握して個別の支援をし、子供自身もICTで他の子供の考察等を見て学びをさらに深めていく教育を進め、Dまで進めたい」と答弁しました。

増加傾向の「不登校対策」については「要因分析と『学びの多様な学校』設置の研究を進め、令和7年度の早い時期に全体的な在り方を整理し、スケジュールも示してDまで進めたい」と抱負を述べました。学びの多様な学校とは、不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成できる学校のことです。

藤岡教育長は「部活動の地域移行」

について「本格実施は8年9月からだが、7年度に先行実施を行い、成果と課題を検証し、Cまで進めたい」と強調。

「教員の働き方改革」については「まずは7年度末までに、過労死ラインの超過勤務時間が1か月80時間を超過する教職員をゼロにし、Cまで進めたい」とする方針を示しました。

「幼児教育と小学校教育の接続」については「学びのつながりを可視化できる資料の作成に取り組みなど、Dまで進めたい」との考えを示しました。加入率が低下傾向の「PTA活動」については「課題の分析と今後の対応の方向性を検討し、Pを完了させたい」と述べました。

小学校の用務員室での労使関係の話し合いをやめよ

2問目の労使関係について、私は市が労使関係の話し合いの会場として、職員団体の役員が用務員として勤務する市立香櫨園小学校の用務員室を使用することが常態化していることを問題視。「総務局長や教育次長をはじめ、労務担当の部長らが出席するケースが多く、副市長が同席する場合もある。教育現場である小学校の用務員室での労使関係の話し合いはやめるべき」と訴えました。

市は「小学校の用務員室での話し

合いは団体交渉ではなく、事前の意見交換などの折衝。勤務時間中の職員団体との交渉は法令上、認められているが、学校という教育現場に学校の業務とは直接関係しない職員が入り込むことにより、疑念がもたれていることに対しては真摯に受け止める必要がある」と答弁しました。

一般会計当初予算案を否決 100年の西宮市政で初めて

100年の西宮市政で初めて 3月定例会 直後の3月臨時会で修正された予算案を可決

市議会は3月21日の3月定例会で令和7年度一般会計当初予算案を賛成少数で否決しました。私が所属する「会派・ぜんしん」は反対しました。当初予算案の否決は100年に及ぶ西宮市政で初めて。

会派・ぜんしんのたかのしん議員は3月21日の本会議で反対理由について「財政危機の中、福祉的な施策でさえも切り下げようとしている本市において、今どうしてもこの施策をやらなければならないのか。そんな優先順位を度外視した施策が複数含まれていることに重大な疑義を抱く」と強調しました。

具体的には、約4800万円がかかる防災アプリの開発をはじめ、市の外郭団体である、にしのみや観光

係に深刻な問題があることを象徴している。市の姿勢が弱腰であると見られても仕方ない。なぜ、毅然とした態度で臨めないのか。石井市長はいつから知っていたのか。なぜ、今まで放置してきたのか」と追及しました。

石井市長は「どんな話をどこでしていたかは知らないが、私が(市長に)就任したすぐ後から、(幹部が)用務員室に行っていることは認識していた。それは『前からやっていた』と聞かされた。このことで弱腰とかは思っていないかった」と答弁しました。

市は当初予算案について会派・ぜんしんの意見などを入れ、これらの事業を削除して26日の3月臨時会で提出。会派・ぜんしんは賛成し、賛成多数で可決しました。

市議会議員の定数を削減 1人減の40人に

市議会は3月定例会で議員定数を1人減らして40人とする議員提出の条例案を賛成多数で可決しました。次の選挙から施行します。

市が埋蔵文化財発掘調査を実施へ 今年度から3年間

西宮中央運動公園等の再整備事業で 事業計画に遅延の見通し

市は令和7年度から3年間をかけて、西宮中央運動公園園及び中央体育館、陸上競技場等再整備事業の事業用地(河原町)で、文化財保護法に基づき埋蔵文化財発掘調査を実施します。

市は再整備事業について令和6年3月に事業会社と契約を締結して、多目的グラウンドや陸上競技場などを解体しました。

事業用地が地中に埋蔵文化財がある周知の埋蔵文化財包蔵地「広田遺跡No.3地点」として兵庫県教育委員会から指定されていることから、令和6年9月から埋蔵文化財の確認調査を実施。6世紀の須恵器をはじめ、古代から近世までの遺物が多数、出土しました。

このため、文化財保護法に基づき、遺跡を記録保存するための発掘調査を実施することにしま



■確認調査で出土した6世紀の須恵器

再整備事業の事業費は契約締結時点で施設整備に係る費用として約171億円、運営維持管理費用として約47億円の計約218億円。これに加え、埋蔵文化財調査費として40数億円がかかる見込み。

市は発掘調査に伴い、事業計画が遅延するとの見通しを発表。供用開始時期について令和9年4月としていた新陸上競技場について最長で1年程度、9年12月としていた新体育館は最短で2年程度、遅れるとしています。11年3月としていた全面供用開始も最短で3年程度、遅れる見通し。